

平成23年第3回水道事業運営委員会 議事録

日 時：平成23年8月29日（月）午後1時56分～

場 所：石狩市役所5階 第1委員会室

委員出席者：11名

余湖 典昭、小笠原 紘一、安藤 牧子、山田 菊子、渡辺 信善、土門 隆一、
神田 一昭、大橋 忠明、藤懸 健、眞柄 泰基(特別委員)、佐藤 雅代(特別委員)

事務局出席者：12名

田口室長、及川課長、下野課長、清野参事、蛭谷主査、池端主査、宮野主査
東主査、野宮主査、天池主査、伊藤主査、獅子内主事

傍 聴 者：なし

議 事：【1】報告事項

- ・今後の水道事業と財政収支見通しについて
- ・その他報告

配 布 資 料：別添のとおり

記

【13：56 開会】

及川課長 定刻より若干早いですが、皆様お揃いでございますので、只今より平成23年第3回石狩市水道事業運営委員会を開催いたします。

開会に先立ちまして水道室長の田口よりご挨拶を申し上げます。

田口室長 本日は、皆様ご多忙のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。特に、眞柄先生、佐藤先生におかれましては、道外より、遠路お越し頂きまして重ねて御礼申し上げます。

今回の運営委員会は、2月の運営委員会において報告いたしました、「今後の水道事業と財政収支見通しについて」改めて事務局よりご説明したいと考えております。2月の会議では根幹となる部分に未確定な要素もあり、休憩中のやりとりということでしたが、その後、更新計画に基づく老朽化施設の更新事業の具体化について作業を進めるとともに、料金改定へ向けての庁内関係部局との協議を重ねてまいりました。そこで、本日は、現時点での状況に基づく財政収支の試算について報告し、委員の皆様からご意見をいただくとともに、本審議に向けてのイメージをお持ちいただければと思っております。本日報告する試算については、受水単価等未確定の要素もある中での報告となりますことから、その点については、ご配慮を頂きながらご意見をいただければ幸いです。

委員の皆様には、貴重なお時間を頂戴しての会議となりますが、よろしくお願ひ申し上げます。開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。

及川課長 これより以後の会議の進行を余湖会長にお願いしたいと存じます。
どうぞよろしくお願ひいたします。

余湖会長 只今より平成23年第3回石狩市水道事業運営委員会を開会いたします。

本日は残暑の中、委員全員ご出席いただきましてありがとうございます。

今室長からお話がありましたが、以前からこの委員会で、料金改定に向けてということで色々な形で話題にのぼっておりまして。まだ、不確定部分があるということで、具体的な数値等については算定できない部分もありますが、料金改定に向けての予備段階ということで今日の審議を位置付けて進めたいと考えております。したがって、まだ諮問は受けておりませんが、諮問を受けて答申を出し、あるいはパブリックコメントの実施という手続きもございますので、どのように市民に分かりやすく説明するかということを念頭に、委員の皆様におかれましては遠慮なく活発なご意見をいただければと思っております。

それでは、会議次第2の報告事項として、「今後の水道事業と財政収支見直し」について事務局より説明をお願いいたします。

蛭谷主査

水道室業務課の蛭谷と申します。

説明に入る前に、先日皆様に郵送にて配布させていただきました資料について、確認させていただきたいと思っております。資料は全部で3つございますが、まずA4の1枚ものの「本日の会議次第」、それから、パワーポイントの画面を印刷したもの、そして本日の審議の前段の参考資料としまして、「水道事業会計の仕組み（水道の家計簿）」の以上3点をお配りしたところですが、未配布資料はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、早速説明に入らせていただきます。

本日の会議は、「今後の水道事業と財政収支見直し」について、それから、その他の報告事項ということで、「今後の審議スケジュール」について事務局から報告いたします。

まず、はじめに「今後の水道事業と財政収支見直し」について説明いたします。

水道事業は、今後の事業運営を進める上で、今、いくつかの問題に直面しております。そして、これらの問題を解消して、将来の安定したサービスの継続を目指していこうと考えております。

私たちにとって身近な水道。私たちは、毎日の暮らしのなかで水道を使用しています。栓を開くと、蛇口から勢いよく出る水。炊事、洗濯、お風呂、生活に欠かせない水。

私たちは、水は自由に使えることが当たり前のように、毎日を暮らしています。

でも、自然に水が蛇口から出るのではありません。

私たちの暮らしに必要な水は、水道によって各家庭に届けられています。

そして、これからも安心して、水を使い続けるためには、将来に渡り安定した水道の運営が必要です。

しかし、これからも、市民が安心して水を使うために、解決しなければならない問題があります。

それは、（1）老朽化施設の問題と（2）水源確保の問題です。

そして、これらは、今後、石狩市の水道事業が取り組むべき課題となっています。

では、次に、それぞれの問題について説明いたします。

水道は、各家庭に水を送るために多くの施設を保有していますが、水を送るため

の水道管や配水ポンプなどの施設が古くなり、交換が必要になっています。

もし、古い施設をそのままにしておくと、漏水事故や設備の故障が多発して、断水が生じる恐れがあります。

こうならないために、老朽化施設を計画的に更新、つまり新しいものに交換することが必要です。

古い施設をそのままにしておくことの危険性として、石狩市では、実際に老朽化施設による漏水事故が発生しています。

そこで、この具体的な事例である漏水事故（札幌分水送水管漏水事故）について説明します。この事故は、札幌市から不足する水の供給を受けるために、昭和 49 年に埋設した送水管が、平成 21 年 10 月と平成 22 年 4 月に漏水事故を起こしたものです。

右の写真にあるように、経年劣化により管が腐食し、管に穴が開いて漏水事故が発生したものです。この事故によって、管理設部の道路も水によって土砂が流出し、事故の影響を受けました。

このスライドは、事故現場を図面で示したところですが、札幌市と石狩市の境界にまたがる橋の石狩市域側で起りました。この送水管は、花川北地区に水を供給するために必要な管であり、事故の復旧が長期化すると、断水によって、この地域の市民生活に大きな影響を与えかねないこととなります。

市では、この送水管の老朽化がかなり進んでいることから、平成 22 年度に更新を予定していましたが、その矢先に事故が発生したものです。

こうした事情から、必要な予算措置を直ちに行うことができ、復旧へ向けて速やかな対応ができたことから、断水を回避することができました。そして、札幌市の協力も得ながら、平成 22 年に予定どおりに全線を新しい管に交換しました。

この更新によって、この送水管の事故発生のリスクは、かなり軽減されました。

しかし、この送水管の他にも多くの老朽化施設を抱えており、これらの施設を更新する必要があります。

こうした老朽化施設の問題に対応するため、市では施設更新計画を定めました。

この計画は、老朽化施設による漏水事故や断水を防ぐため、計画的に施設更新を行うものです。

この計画の方針ですが、一つ目として、老朽化施設の状況を調べ、対象施設を決定します。二つ目として、事業開始による急激な費用負担を避けるため、事業費を一定にします。平成 25 年から平成 44 年までの期間は、年平均 3 億 2 千万円の事業費を予定しています。

そして、この更新計画については、10 年単位で実施計画を定め、5 年毎に内容を確認し、必要に応じて見直しを行うことを予定しています。

では、次にこの計画の具体的な中身について説明いたします。

施設更新計画では、実施項目が大きく二つあります。

一つは、「老朽管の更新」です。平成 25 年度から平成 34 年度の期間において、花畔地区と花川北地区の配水管の更新を行います。

二つ目は、「配水場等の更新・耐震化」です。平成 25 年度～平成 34 年度の期間

において、花川北配水場、厚田浄水場等のポンプや電気・機械設備を更新すると共に、地震に備え、配水場や浄水場の耐震化に取り組みます。

施設の更新箇所についてですが、老朽管は最初の 10 年間で優先度の高い花川北地区と花畔地区の更新をいたします。花畔地区は延長 9 km を平成 25 年度から平成 26 年度まで、花川北地区は延長 53km を平成 25 年度から平成 34 年度までの予定をしています。この両地区が終了したあとは、次の実施計画を定め、他の地区の更新を進めていきます。

次に配水場など施設の更新計画について説明します。

この表にあるように、計画の前半は、花川北配水場の受電盤、動力制御盤、計装監視装置といった電気設備と、配水・排水ポンプの更新を行います。

平成 32 年度以降は、この表にあるように、生振配水場、厚田浄水場をはじめ、各浄配水場、配水池、ポンプ場の設備改修を計画的に行っていく予定です。

また、重要度の高い施設である花川北配水場、新港中央配水場、厚田浄水場、浜益浄水場の耐震化を順次行う予定です。

さて、施設更新事業によって老朽化施設が解消されますが、一方で、新たな経費が発生します。工事費用として、毎年およそ 3 億 2 千万円がかかり、その内訳は、老朽管の更新に 1 億 6 千万円、配水場等の設備更新に 1 億 6 千万円が見込まれています。

また、工事費用の他に、借入金の元利償還金や減価償却費といった経費が発生し、年平均 3～4 千万円ほどが見込まれます。

さて、次に、水道事業が直面するもう一つの問題である恒久水源確保の問題ですが、人口の 9 割近くが集中する旧石狩市域の現在の主な水源は地下水です。

しかし、地下水のみでは量的に不足しており、必要水量の 2 割程度を札幌市からの分水で賄っている状況です。

こうしたことから、このままでは、必要な水量が確保できず、水の安定供給が不可能になる恐れがあり、そうならないためには、安定した水源、恒久水源の確保が必要です。

旧石狩市域の安定した恒久水源の確保は、事業創設時からの懸案事項でもあり、市では、安定した水源を確保するための取組みとして、北海道、札幌市、小樽市、当別町とともに石狩西部広域水道企業団事業へ参画し、平成 25 年度からの受水開始を目指しています。

この事業では、当別ダム建設、浄水場の建設や、各地域へ送水するための管の建設を行います。

この事業によって、水源は地下水から当別ダムに変わり、この新たな水源の確保により、将来に渡って安定供給が可能となります。

また、当別ダムからの受水に備えて、石狩市内の水道施設の整備を企業団の事業と並行して行っています。このスライドの色が付いている部分が、平成 25 年度以降に当別ダムからの水を受水する地域です。

この地域は、市の水道使用者の実に 9 割近くを占めており、これら使用者に水を供給するために、新港中央配水場をはじめとする配水場の建設、既存配水場の設備

の更新や配水管の敷設を行い、平成 25 年度の受水に向けて整備を進めています。

恒久水源を確保することで、水の量的不安が解消され、安定供給の目途が立つこととなりますが、用水受水に伴う費用の問題、つまり、受水費の増加の問題があります。

受水費とは、市が水を他の事業者から有料で提供してもらうことにより発生する費用をいいます。現在は不足する水量の一部、旧石狩市域に必要な水量の 2 割ほどを札幌市から提供してもらっています。年間の費用は、2 億 5 千万円から 3 億円弱ですが、平成 25 年度以降は、旧石狩市域に必要な水量の全てを企業団から受水しますので、それに伴い、現在 2 億 5 千万円から 3 億円の受水費が 2 倍程度になるといった大幅な増加が見込まれています。

石狩市の水道は、安定供給を目指す上で直面する問題について、『老朽化施設の問題』は施設の更新によって、『水源の問題』は新たな水源の確保によって、いずれも、技術的な問題については解決する見通しが立ちましたが、一方で新たな費用が発生し、これが経営に大きな影響を与えることとなります。

このため、これらの費用の影響を緩和し、経営の健全化に向けて、次の取組みを行います。(1) 支出に対する取組みとして、支出を可能な限り抑え、経営の効率化に努めます。(2) 収入に対する取組みとしては、新たな財政支援の確保と料金収納率の向上に努めます。

では、これらの取組みについて説明してまいります。

まず、支出に対する取組みとして、支出を可能な限り抑制し、経営の効率化に努めます。経営の効率化の内容としては、中期経営計画に掲げる取組みを継続するほか、平成 25 年度以降は、新たに『企業債借入額の抑制』、『職員数の削減』、『その他の取組み』を行います。

それでは、次にこれらの取組みについて、説明いたします。

はじめに、企業債借入額の抑制についてですが、先ほど説明したように、施設更新事業には、毎年工事費用として 3 億 2 千万円が必要となりますが、全額を賄うだけの資金は水道にはありませんので、不足する資金の一部は、企業債という借入により賄う必要があります。

しかし、企業債は住宅ローンと同じ借金ですので、借入に当たっては、今後の返済にも十分配慮し、借入額を抑制する必要があります。

このグラフは、市の水道事業の企業債残高と毎年の借入額と元金、利子の償還額を示したものです。企業債残高は、平成 22 年度末で 79 億円となっております。

平成 25 年度の石狩西部広域水道企業団からの用水受水に向けて、平成 24 年度まで広域化促進地域上水道施設整備事業を実施しており、これら施設の建設に伴う企業債借入額も大きいことから、当分の間、企業債残高は 70 億円規模で推移することが見込まれます。

また、企業債の支払利息については、借換債の活用により支払額の抑制に一定の成果が現れておりますが、平成 22 年度以降、元金の償還額は、毎年 4 億円規模が見込まれています。平成 25 年度以降は、老朽化施設の更新事業に伴う企業債の借入れが発生しますが、借入額を抑制し、毎年 2 億円台に留めるよう努めます。

こうした取組みによって、企業債残高を減らし、将来の世代に過度の負担を残さないようにします。

次に、職員数については、簡易水道の事業統合や民間委託導入などにより、サービスの質を維持しつつ職員数を削減し、事業の効率化を目指すこととしています。

平成 17 年の厚田村、浜益村との合併時において、水道事業に従事する職員は 29 人おりましたが、平成 26 年の企業団からの用水受水の移行作業が終了した時点では、職員を 19 人とし、実に 3 分の 1 の職員を削減する予定です。

このグラフは、市村合併時からの職員数の推移を示したものです。

石狩市は、合併時において、上水道事業と厚田区及び浜益区の簡易水道事業の合わせて 2 つの水道事業を運営していましたが、事業統合や民間委託導入といった取組みにより、全国平均よりも少ない人数で事業を運営しています。平成 17 年当時の人数を 3 分の 1 削減し、徹底した人員削減を行い、効率的な事業運営を目指します。

経営の効率化のその他の取組みとして、『管種の選定』があります。

老朽管更新において、新港地域や住宅密集地以外の地域では、ポリエチレン管を採用することで、事業費を抑制します。

もう一つの取組みとして、『第三者委託業務の統合』による費用の縮減があります。市の第三者委託導入は、平成 20 年度から旧石狩市域の水道施設について行い、

その後、平成 22 年度に厚田区及び浜益区の施設管理に導入した経緯から、2 つの業務委託となっております。

これらの委託業務期間は、平成 24 年度までとなっていることから、平成 25 年度の業務委託更新時には、一つに統合することにより、委託費用の縮減が見込まれます。また、花川南浄水場などの廃止による経費削減も見込まれています。

こうした、徹底した経費削減に取り組む一方で、収入の確保にも取り組みます。

具体的には、(1) 新たな財源確保として『受水費増加に対する支援』、(2) 料金徴収の徹底として『徴収率の向上』に取り組みます。

次に、それぞれの取組みについて説明します。

平成 25 年度以降の水源変更に伴う、受水費の増加による水道料金に与える影響を緩和するための支援策として、一般会計から新たに「高料金対策繰入金」の支援を得ます。この繰入金は、施設の建設改良費や受水費等の増加によって、料金が著しく高くなる場合に、国の定める基準により、一般会計から財政支援を受けることができるというものです。

ただし、繰入額については、ルールが定められていますので、費用が増加したからといって、制限なく繰入れすることはできず、その支援にも限度があります。

次に、料金収納率の向上についてですが、このグラフは、現年度分と過年度分の料金の収納率について表したものです。上の折れ線は現年度分の収納率を、下の折れ線は、過年度分の収納率を示しております。

現年度分については、僅かながら上昇傾向にあります。過年度分については、上がったりが下がり下がり傾向にあります。

料金収納率の向上に向けての現在の課題としては、滞納者の中には、経済情勢の

影響などから、毎月の料金支払いに加え、滞納分を支払いしていく経済的余力のない人が増えており、過年度分の収納率については、なかなか向上しにくい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、収納率向上へ向けた取り組みといたしましては、高額、悪質滞納者に対し、給水停止予告書等による文書督促の強化とともに給水停止を実施してまいります。また、分割納入者の納付計画については、その履行の徹底を図ってまいります。新規滞納者については、高額滞納者とならないよう、早期の対応に努めてまいります。また、納付忘れのないよう、口座振替納付を推進してまいります。

さて、これまで説明してきましたように、支出の抑制や収入の確保について様々な取り組みを行うことで、経営状況の悪化をある程度緩和することはできますが、このようなコスト縮減や財政支援、現在の料金収入では、増加する今後の必要な経費を賄うことができません。もはや、内部努力も限界にきており、根本的な解決にはならない状況にあります。

そこで、この状況について、一定のシミュレーションによる財政見通しに基づいて説明してまいります。

これから説明する「財政収支シミュレーション」は、今後の財政収支見通しについてイメージしていただくために作成したものです。

これは、現時点での概算によるもので、受水費などの単価が未確定であることなど、あくまで、一定の条件のもとで試算しているものです。従って、このシミュレーションにおける将来の収支については、未確定値であり、今回のシミュレーションで用いた数値は、今後、変更される可能性が大いにあることをご了承ください。

シミュレーション1、「料金改定前」と題したグラフですが、このグラフは、受水単価を税抜きで1立方メートル当たり120円と仮定した場合の収益的収入及び支出の現行料金におけるシミュレーションです。

青い棒は収入を、赤い棒は支出を、そして緑の折れ線グラフは利益積立金残高を示しております。

このグラフにあるように、平成22年度は、簡易水道統合により収入支出ともに増加しております。また、委託料の増加や企業団への負担金の増加により、平成24年度まで、支出は増加傾向にあります。平成25年度以降は、企業団からの受水に伴う受水費の大幅な増加などにより支出が大幅に増加し、収入も高料金対策の繰入金により増加しますが、収入全体で支出を賄うまでには至っておりません。

この中で、特に平成25年度の支出額が突出しているのは、この年は、企業団からの用水受水の移行期に当たるため、企業団からの水を送るための新しい配水場の運転を開始する一方で、既存の浄水場の運転を並行稼働しながら水を徐々に切り替える作業が必要となることから、委託料が平成26年度以降に比べ高額になっているという事情によるものです。

こうした状況から、支出の徹底した抑制と、収入確保に取り組んでも、現状では、収入が支出に不足する状況が続き、この不足分、いわゆる赤字を補填する利益積立金の残高も減り続け、平成25年度には赤字を埋めることが不可能になると見込ん

でおります。

次のグラフですけれども、これは、先ほどのグラフのうち収益的収支と利益積立金に着目して作成したグラフです。

このグラフでは、赤い棒は収益的収入と支出の差し引きを示しており、収支はゼロを境にプラスは黒字、マイナスは赤字を示しています。また、折れ線グラフは、利益積立金残高を示しています。

棒グラフが示すとおり、平成 22 年度以降、継続的に赤字が発生いたしまして、平成 22 年度以降の純損失の累計額は、約 28 億円が見込まれております。この継続的な赤字の発生により、その赤字を補填する利益積立金の残高も減少し続け、平成 25 年度には、残高がゼロとなります。この時点で赤字を補填することが不可能となり、水道事業の運営が困難となります。

こうした状況を打開するためには、料金改定を行い、経営状況を改善する必要があります。

そこで、今回のシミュレーションにおける、料金改定の基本的な考え、『試案』について説明いたします。

算定期間は、平成 25 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 4 年間とします。

また、今回の料金改定は、経営の健全化を目指す中で、市民負担を極力抑えなければならないという非常事態に対応しなければならない状況の下に行うものです。従って、その方針といたしましては、市民負担増を抑えるため、可能な限り貯金を、つまり、利益積立金を活用していきます。

そして、この算定期間内の最終年度である平成 28 年度末で利益積立金残高はゼロになるように設定いたします。

そして、この算定期間中は、施設更新のための新たな積立を行わない。これは、当分既存の補填財源の範囲で更新事業の実施が可能であると見込まれるためです。

こういった試案に基づき改定を行った結果は、次のとおりとなります。

このグラフは、試案に基づき平成 25 年 4 月から料金改定をした場合のグラフになります。先ほど同様、青い棒が収入、赤い棒が支出、そして緑の折れ線が利益積立金残高を示しています。平成 25 年度からの料金改定により、収入が増加し、収入と支出の差がかなり縮小されております。そうしたことから、利益積立金残高も、料金改定により、緩やかに減少していく状況にあります。

このように、利益積立金残高を活用して、最小限の負担増に抑えた結果、必要な平均改定率は 17.3 パーセント程度と見込んでいるところです。

このシミュレーションは、あくまで一定の仮定のもとで算定していることをご了解ください。

次のグラフは、料金改定を行った結果について、収益的収入と支出の収支と利益積立金の残高に着目して作成したものです。赤い棒グラフが収支差引を、緑の折れ線グラフが利益積立金残高の推移を表しております。

料金改定の結果、算定期間内の純損失は 2 億 3 千万円で、平成 22 年度以降の純損失額の累計は 8 億円にまで圧縮され、利益積立金残高も、改定前よりも緩やかな減少となり、平成 28 年度末でゼロとなります。

続きまして、シミュレーション2についてですが、このシミュレーションは、受水単価を税抜き130円で試算しています。先ほどのシミュレーション1よりも支出額が増加しております、収入と支出の差が広がっていることがわかります。

そして、これもシミュレーション1同様、平成25年度末には利益積立金残高がゼロとなることから赤字を埋めることが不可能な状況となっております。

次のグラフは、シミュレーション2における収益的収支と利益積立金残高に着目して作成したグラフです。このシミュレーションにおいても、平成25年度には利益積立金残高がゼロとなります。ただ、受水費については、先ほどのシミュレーション1よりもその額が大きいことから、平成22年度以降継続して発生する純損失の累計額は、先ほどの約28億円に対して約31億円が見込まれています。また、算定期間内の純損失額は12億7千万円を見込んでおります。

シミュレーション1と比較して、受水費も増加しておりますが、一方では一般会計の補助金も増加することから、収支差引では、収入不足額がシミュレーション1に対して、年3から4千万円の増といった範囲に留まっております。

さて、同様にこういった状況を解消するため、先ほどの試算と同じ条件で計算した結果がこのグラフになります。

先ほど同様、算定期間は平成25年度から平成28年度までの4年間、同じように利益積立金を有効に活用して、平成28年度末で残高がゼロになるように改定した場合、必要な平均改定率は20.2%程度を想定しています。

料金改定の結果は、シミュレーション1と同じく、算定期間内の純損失は、2億3千万円、平成22年度以降に生じる純損失の累計は8億円と見込んでおります。

さて、シミュレーション1及び2とも算定期間である平成25年度から28年度までの4年間について、仮定の単価を用いて試算いたしました。その結果、平成28年度末では、再び利益積立金が枯渇することが見込まれています。

従って、平成29年度に向けては、次の料金改定が必要となりますが、このグラフにもありますように、料金改定を平成25年度に実施したことにより、赤字額も相当圧縮されていることから、平成29年度に改定を実施するとした場合の改定率については一桁台となるのではないかと現時点では見込んでおります。

これまでは収益的収入及び支出、いわゆる3条予算について説明してまいりましたが、水道の家計で言うもう一つの財布、施設の建設に係る4条予算についてですが、先ほど説明しましたとおり、今回のシミュレーションでは、料金改定によって黒字を見込んでおりませんので、資金的収入及び支出については料金改定に伴う新たな財源の積み立ては行われません。従って、こちらは、パターンとしては一つしかありません。

それでは、4条予算の今後の見通しについて説明いたします。

このグラフは、青い棒は収入を、赤い棒は支出を示しており、緑色の折れ線グラフは、収入の不足分を補填した後の補填財源残高を示しています。

平成24年度までは、当別ダムからの用水受水に向けまして、管整備や配水場の整備を行っておりますので、かなり支出額が大きくなっております。これに伴いまして、収入も国庫補助金や企業債の借入額、出資金等がございますので大きい数字

を示しておりますが、平成 24 年度で整備事業が終了することから、平成 25 年度からは大きく減少します。

そして、これ以降については、先ほどご説明したとおり、年間 3 億 2 千万円で更新事業を進めてまいります。

施設の更新事業については、大半が国庫補助事業の対象外となりますので、その財源としては企業債を借入するほか方法がありません。そういった事情から、収入と支出の開きが大きくなっております。

こういったことから、この差の不足分については、減価償却費などの補填財源によって、平成 25 年度から 28 年度の料金算定期間においては更新事業を予定どおり行うことが可能と見込んでいますが、その後の傾向を見て行きますと、少しずつその残高も減少し、平成 32 年度にはゼロとなっております。

このことから、平成 29 年度に料金改定を実施することとした場合は、平成 32、33 年度の資金不足に備えた改定が必要と考えておりますが、その改定率については二桁を切る率になるのではないかと考えているところです。

以上、今後の収支見通しの状況について、シミュレーションをもとに説明しましたが、これらの試算結果を踏まえまして、平成 25 年度以降の経営状況をまとめてみますと、施設の運転・維持管理に関しましては、①受水費が大幅に増加する、②施設更新事業により借入金の支払利息や減価償却費が発生する、こうしたことから、多額の収入不足に見舞われ、純損失が継続的に発生します。

経営の効率化や財政支援、料金徴収の徹底など行っても、現在の料金収入では解消できない状況にあります。

一方の老朽化施設の整備に関しましては、更新事業費の増加による建設改良費の増加や借入資金である企業債の元金償還金の増加といった問題もございませけれども、事業費を一定にしたり、借入金を抑制することにより当面は運営することが可能です。しかし、一定程度の条件がございまして、これには、減価償却費等の補填財源を確保するために水道施設の運転維持管理経費が賄えることが条件となります。

つまり、必要な収入を確保しまして、水道施設の運転・維持管理を担う 3 条予算、収益的収入及び支出の運営が成り立つことが前提条件となります。

以上、縷々説明してまいりましたが、最後に、今後の水道サービスを維持するために必要なことをまとめてみますと、まず、水道サービスの根本といたしましては、ご存知のとおり、いつでも市民が安心して使える水を供給し続けることであり、そのためには、安定した水源の確保と老朽化施設の解消が必要です。

結論として、サービスを維持するためには、施設の運転・維持管理や整備が行えるお金が必要であり、その手段としては、料金改定、すなわち適正な料金水準の設定が不可欠となっていると事務局は考えております。

以上で「今後の水道事業と財政収支見通しについて」の説明を終わります。

余湖会長

ありがとうございました。大変ボリュームのある内容でした。

特に当別ダムの受水単価が確定していないということでしたので、詳細なグラフがお手元に配布されておられませんので、分かりにくい部分もあったかと思えます。

これからは、市民に対する説明が必要になりますので、分かりやすい説明ということが求められますし、考え方全体の話もありますが、まず全体を二つに分けて、グラフの話は後半にするとして、まず、お手元に配られた資料の説明、なぜ料金改定が必要なのか、これまでどのような努力をしてきたのか、そして今後どのようなことを行うのか、資料で言うと 28 ページくらいまでかと思いますが、この部分について、説明が分かりにくかったなど、ご質問があれば遠慮なくお願いしたいと思います。

佐藤委員 基本的なところからお聴きしたのですが、スライドの 8 ページのところで、「古い施設を新しいものに」ということで計画的な施設更新というご説明をいただきました。更新は計画的に行うことは可能だと思いますが、老朽化による漏水事故などは計画的に起こるものではありませんので、そうしたことを想定した更新のスピードに基づいて年間 3 億 2 千万円という計画となったのか、それとも、可能な限り延命するという考えに基づいたものなのかをお聞かせください。

蛭谷主査 これにつきましては、2 月の当委員会でも更新計画については一度ご説明いたしました。計画期間においても漏水事故が起こる可能性はもちろんありますので、そういう場合の経費については、計画とは別の修繕費などの予算を毎年度計上いたしますので、その中で対応できると考えております。

先ほど説明の中にありました、札幌分水送水管の漏水事故のような大きな事故については、今回の更新計画を実施していくことで回避できると考えております。

一番リスクが大きかったのは、札幌送水管の事故でしたが、これについては平成 22 年度で更新が完了しております。

佐藤委員 更新計画でメインとなるのは管なのでしょうか、それとも施設なのでしょうか。
蛭谷主査 どちらがメインということはございません。

当別ダムの用水受水後も、花川北配水場などの既存施設を引き続き使用することとなりますが、これらの施設については、これまで十分な更新が出来ておりませんので、平成 25 年度からの計画に盛り込みまして、管に 1 億 6 千万円、施設にも同額で計 3 億 2 千万円を計上しております。

佐藤委員 わかりました。

もう 1 点お聞きしたいのですが、スライドの 23 ページのその他の取組みのところで、ポリエチレン管を採用するとの説明の中で、新港地域や住宅密集地以外の地域ということで地域を限定していますが、その理由をお聞かせください。

下野課長 只今のご質問について私からお答えいたします。

ポリエチレン管につきましては、市域全体に採用できれば事業費を相当抑えられますが、災害などにより灯油タンクが破損して灯油が漏れ出した場合、ポリエチレン管ですと灯油が浸透してしまうという特性がありますので、住宅密集地へはダクタイル鋳鉄管を採用することとしました。また、これについては耐震管を採用いたします。

佐藤委員 耐震性という点では、ポリエチレン管は問題ないのですか。

下野課長 耐震性でいいますと、現在では、鋳鉄管の中でも G X 管ですとか、継ぎ手が外れ

ないものがあり、それを耐震管と呼んでいます。ポリエチレン管についても、耐震管と同等の性能というものがございますので、それを採用することといたしました。

余湖会長 よろしいでしょうか。

佐藤委員 技術的な部分はわかりました。

余湖会長 今回の23ページのもう一つの項目、第三者委託についてですが、平成22年度に旧簡易水道を統合したということで契約を一つにするというのはわかりますが、平成25年度に当別ダムの用水が来て、浄水場が廃止された後の委託のイメージが分かりづらいので、ご説明いただきたいのですが。

下野課長 先程、蛭谷からもご説明いたしました。旧石狩地区については現在浄水場が8箇所、配水場が4箇所ございます。これが、平成25年度からは浄水場が全て無くなりますので、既存の配水場4箇所と、新設の配水場1箇所の計5箇所ということで、管理する施設が7箇所無くなることとなります。

それによって、経費が年間4千万円程度減額になると考えておりますが、平成25年度だけは、当別ダムの用水を区域ごとに順次切り替えていく必要がありますので、既存の浄水場施設を運転する経費が必要となりますので、今回のシミュレーションには、その額も反映させております。切り替え作業が早く終われば、それだけ経費も少なくなります。現在想定している期間は6カ月程度となっております。

余湖会長 過渡期ということで経費は若干増加しますが、それ以降については、厚田、浜益の委託料を含めても年間4千万円程度削減できる見込みということですね。

下野課長 そのとおりです。

小笠原副会長 先ほど、受水費の大幅な増加という説明がありましたが、その中で経費が2倍になるとのことでしたが、それは単価が2倍になるということですか。

蛭谷主査 先ほどのシミュレーションでは、受水単価をそれぞれ120円、130円で試算いたしました。いずれも年間の受水費については6億数千万円となっております。

現在、札幌市に負担している年間の受水費は3億円弱となっておりますので、これを比較しますと約2倍に増加するという事です。

小笠原副会長 意外に増加額が少ないような気がしますが。

及川課長 単価の部分で申し上げますと、札幌市から購入している単価は1トンあたり270円、今回のシミュレーションでは120円から130円ということで、当別ダム用水の方が単価自体は安いのですが、現在札幌から受水している水量が全体の必要量の2割程度であるのに対して、当別ダムからは全量受水となりますので、総額では2倍程度の増加となります。単価自体は札幌市の方が割高です。

小笠原副会長 以前も一度お聴きしたのですが、料金の収納率は実質何パーセントなのでしょうか。最終的には98パーセントくらいになるかと思うのですが。

宮野主査 只今のご質問にお答えいたします。今回資料にお示しした数値については、3月末時点の決算数値に基づいて算定した収納率になります。このため、3月使用分については一部収入がされておられませんので、これを加味いたしますと現年度分が97.2パーセントの収納率となっております。

小笠原副会長 実際に市民の方に説明するときは、今の数値を説明しないと誤解されると思いま

す。

現年度分が 80 パーセントだと収納率が低い印象になりますし、過年度分が 50 パーセントで、両方で結局何パーセントなのかということが分かりづらいと思います。

及川課長
余湖会長
及川課長
山田委員

市民への説明の際には、ご指摘を踏まえて、分かりやすい説明に努めます。

現年度分で未納となった 2.8 パーセントは、金額にするとどのくらいですか。
3 千万円強です。

収納率について、過年度分については 50 パーセント程度との説明でしたが、過去何年分をカウントしているのでしょうか。民間の会計ですと、例えば回収の可能性を考慮して 3 年間ということに定めて、それが回収できなかった場合には貸し倒れとして処理しますが、以前、ある自治体の方にお聴きしたところ、期間はまちまちだとのことでしたが、石狩市は過去何年分を債権として管理されているのでしょうか。そして、この 50 パーセントという収納率に対する金額はどの程度なのかお伺いします。

及川課長

先ほどご説明しましたとおり、今回お示した収納率については、3 月末時点での水道料金に係る未収金で計算しておりますので、現年度分同様、実際の収納率としましては、18 パーセント程度となっております。

50 パーセントというのは、現年度 3 月使用分を翌 4 月に前年度未収金として収納率にカウントしているためです。

山田委員

只今のご説明は単年度での未収金のことかと思いますが、それ以前の累積分も把握されているのでしょうか。例えば、10 年前の債権も未収金として管理されているのでしょうか。

及川課長

石狩市では、回収不能の債権を 5 年で不納欠損処理しておりますので、10 年前の債権はございません。そういった処理をしまして、5 年分の債権は約 1 億円となっております。

藤懸委員

受水費の増加というご説明がありましたが、平成 25 年度以降、旧石狩市は全量ダム用水となり、札幌市の受水はゼロということになると思います。

ダム用水の受水費には原水単価といいますか、生産単価も含まれていると思いますが、現在かかっている浄水のための費用は必要なくなる訳ですから、その費用の内訳とダム用水の受水費の内訳の比較を行って単価の説明をしないと、市民には分かりづらいと思います。

ちなみに、今時点での浄水費用と平成 25 年度以降の配水費用について、受水単価が未確定とのことですが、どの程度増加するのか見通しがあればお示しいただきたいのですが。

蛸谷主査

今現在、旧石狩市域では、必要な水量の 8 割を地下水で賄っていて、不足する 2 割を札幌分水で補っており、トータルでの給水原価は 260 円くらいとなっておりますが、受水単価によって給水原価の上がり幅は異なりますが、一つの例として 120 円で算定したときには、給水原価は 350 円から 360 円程度になろうかと思っています。

藤懸委員

今ご説明のあった、260 円というのは、浄水費用と受水費を足したものですか。

蛸谷主査

そのとおりです。水を 1 トン造るための費用です。

藤懸委員

そうすると、ダム用水になることで 100 円近く費用が増加するということですね。

蛭谷主査 はい。地下水が8割に対して、札幌分水の単価が270円とはいえ全体の2割程度であるものが全量受水となりますので、受水単価については未確定ですが、それには配水費など様々な費用がかかりますので、今の試算では350円程度になるだろうと考えております。

及川課長 増加する費用分については、一般会計からの繰入れという制度がございます。これは、原水単価に占める資本費の割合が高くなると、その部分を一定割合で一般会計が補填をするという制度がございますので、これを活用することで、増加する費用を全て料金に転嫁しないよう取り進めて参りたいと考えております。

藤懸委員 私は、市民への説明に際しては、製造単価あるいは受水単価について、水1トン当たりの単価がどのように増加するのかを説明しなければならないと考えます。改定率が17パーセントなどとなった場合には、かなりの反発がありそうですので、細かく説明して理解を得るべきだと考えます。

蛭谷主査 今のご指摘を参考に、単価の内訳等の説明についても検討して参ります。

余湖会長 今のご指摘は重要だと思います。今回の資料は、あっさりとした表現になっておりますので、誤解される部分もあろうかと思えます。今の藤懸委員のご意見をお聴きになって、「なるほど」と思われた方もおられると思えますので、より丁寧な説明が必要だと思います。ほかにご意見はございませんか。

山田委員 今の件に関係すると思うのですが、受水単価が上がっても水源を変えなければならないという説明はこれまで市民にされているのでしょうか。そして、それについて市民のみなさんは納得されているのでしょうか。

蛭谷主査 これにつきましては、まだ市民のみなさんには詳細な説明ができておりませんが、昨年のタウンミーティングにおいて、今回と共通する部分について、今後の水道事業は経費が増加する半面、収入が減少傾向にあり、経営状況が厳しいという説明をしております。料金値上げについては明言しておりませんが、情報を共有して、市民のみなさんと共に考える時期に来ているという説明をしております。併せて、広報紙に特集記事を組みまして、4回の連載で水道事業の現状や今後の課題についてお知らせをしております。

山田委員 これまでのご説明だと、施設の老朽化への対応と水源の変更の二つが一度に来るので大変なことになるという文脈だと思うのですが、それでも水源を変更しなければならない理由の説明が非常に重要だと思います。

その点はどのように対応されておられますか。

清野参事 山田委員からのご質問については、まず、水源そのものを地下水から石狩西部広域水道企業団の用水供給に水源を変更するという点については、市議会の議論を経て、政策を進めてきております。だからといってその都度、まったくノーチェックで来ているかと言いますと、そうではなく、国庫補助金を受けるためには事業再評価を行い、パブリックコメントを行い、さらに水道事業運営委員会に諮問答申をいただくという場面があります。これについては、平成16年度と19年度に実施しており、その中でも議論をいただいたことで、市民との合意形成は図られております。

山田委員 わかりました。再評価の実施から5年ほど経過していますが、それに対する市民の気運などに変化はあるのでしょうか。市民に新たな情報を提供したので歓

迎する方向になっているだとか、あるいは、情報を発信していないので特に反応がないなど、現在の状況をお聴きかせください。

清野参事　この問題については、常に市議会の中でもみなさん興味を持たれておりますが、水源を変更することについて議論が紛糾するということはございません。

むしろ、先ほども蛭谷がご説明しましたように、老朽管更新について、過去に事故が起きたことに対して、例えば、札幌分水送水管の今後の利用方法などに関する質疑はありますが、水源そのものを変更することについて異論が唱えられるということはありません。

余湖会長　山田委員の言われたように、ある意味タイミングが悪いということはあると思います。ダム用水を受水する時点で値上げしなければならないということ。

ただ、清野参事から説明があったように、事業再評価において代替案を綿密に検討しておりますので、これから説明するときには、なぜ恒久水源を確保することが石狩市の水道にとって非常に大きな命題であったのかということから説明しなければいけないのかもしれないかもしれません。

佐藤委員　先ほどの、受水費の増加に対する一般会計からの繰入れのことでお聴きしたいのですが、資本費というお話と高料金対策繰入金の話がありました。

支援に限度があるのは分かった上で、どの程度の支援を得られる見込なのか、仮にその額が3億円程度ということであれば、料金値上げの必要もないのかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

蛭谷主査　これについては、この春から財政部局と協議を続けてきたところですが、その額については、まだ概算レベルですが、年間あたり約1億5千から6千万円程度の繰入れを見込んでおります。

ただ、これについては、国の定める資本費単価と市の資本費単価の差に水量を掛けて算定いたしますので、国の平均単価が毎年変われば、その差額も変動しますが、今回のシミュレーションでは今申し上げた額になりますし、財政部局には、このレベルでの新たな支援について了解を得ております。

佐藤委員　そうすると、一般会計からの繰入れ金については、今回のシミュレーションには既に織り込み済みということでしょうか。

余湖会長　先ほど説明のあった改定率は、その収入も見込んでいるということですね。

蛭谷主査　はい、そのとおりです。2月にご説明した内容と大きく異なるのは、一般会計からの新たな繰入金が入った点です。

佐藤委員　これまでは繰入れされていないものが、平成25年度以降に新たに繰入れされるということですね。

蛭谷主査　実は、この繰入金については、国の制度上は対象年度の2年後から適用となることとなっており、本来であれば平成27年度からのスタートとなるのですが、平成25年度から高料金を負担する実態があることから、財政部局にお願いをして一定の了解を得ているところです。

安藤委員　資料の中に、水道事業は独立採算という表記がありますが、今のご説明のような一般会計の援助を受けると、独立採算とは言えなくなるのではないのでしょうか。

蛭谷主査　一般会計からの繰入れについては、あくまでも国が定めたルールに基づいて行っ

ておりますので、単純に赤字になるから繰入れをしてもらうというようなことは行っておりません。

参考資料には、親からの支援という例え話で載せております。親から子供の家庭に対して援助していますが、親にも生活があるし、子供にも自立した生活を送ってほしいので、援助できるのはあくまでもルールの範囲まで、ということで載せております。

今回増加する繰入金も、資本費の増加がその理由であり、これはダムから用水を受水するという、いわゆる水源確保の問題に起因しています。過去にこの委員会でも、一般会計からの繰入金をもらった時点で独立採算ではなくなるのではないかというご意見もありましたが、そうではなくて、本来、石狩市が行政として市民の飲み水を責任をもって確保するという立場もあることから、一定の部分については一般会計が税金を投入するという仕組みを国が制度として設けております。

ですから、ダムの建設に係る費用などについては、受水費で払っていくこととなりますが、本来石狩市が行政として市民の飲み水を確保するという責任があることから、全てを水道事業が負担するのではなく、水源開発などの一定の部分には繰入れを行うというのが今のルールです。

このことから、一般会計の繰入金をもって独立採算が崩れているとは考えておりません。かといって、税金をまったく投入していないわけではありません。統合前に簡易水道事業が借り入れた起債の元利償還金の一部に、補助金を入れてもらっています。ただし、日々水道施設を運転管理する経費については、きちんと自分の両足で立って、水道料金で経営していくという基本スタンスは変わりません。

安藤委員
佐藤委員

わかりました。

自分の両足で立っていくということであれば、企業債の借入額を抑制するというお話も理解はできますが、大幅な料金改定を避けるために、可能な限り企業債を借り入れて、負担を先延ばしにするという方法もあると思うのですが。

大きな額を借入ると、利息も相当大きくなるのでしょうか。改定率を超えるような市民負担が必要となるのでしょうか。

蛭谷主査

平成 24 年度までは、受水に向けて大規模な配水場や管の整備などが必要です。

これに伴い来年も大きい額の借入を行うこととなりますが、当然利息も発生しますので、会計に影響を与えます。みなさんの家計でも同じだと思いますが、借金をする時には無計画に必要だから借りるということではなく今後 10 年後 20 年後を考えて借りると思います。水道も同様で、平成 25 年度以降は 3 億 2 千万円の事業費に対して 2 億円を借り入れる計画ですが、これが 2 億 3 千万円ならだめなのかといった細かいレベルになるといろいろ出てきますけれども、いずれにしても借金ですので、年間 2 から 2.5 パーセントの利息を付けて償還しなければなりませんので、そういうことを考えると、あまり極端な借り方は出来ないと考えます。

それと、古い管も徐々に古くなっていきますし、新しく入れた管も 5 年先、10 年先、20 年先の市民が等しく使って水道サービスを受けることを考えると、なるべく負担のバランスにデコボコがない方が平等ではないかと考えているところです。

佐藤委員

よく聴く言葉に、『自転車は走り続ければ倒れない。』というのがあります。

家計は無計画に借金を重ねてしまえば、最終的には自己破産や生活保護といったことになってしまいますが、自治体は家計とは違いますし、中央政府などは何年ただ働きしたら返せるんだろうという借金を抱えているなかで、そういった状況を考えても借り入れの制限を設けるというお考えですか。

蛭谷主査

国と市町村とを同列で考えるのはちょっと難しいのですが、市町村には赤字国債のようなものを地方債として起こす制度はありませんし、今回新たな繰入れをしてもらいますが、一般会計が常に安泰かという何の保証もない訳で、ちょっとしたことで収収は落ちますし、新たな地方負担が発生する可能性もあります。

我々は堅実な経営を心掛けながら、一般会計に対しては、国のルールに基づいてお願いするものはお願いしますが、なんでもかんでも脛をかじるという訳にはいかないということを念頭に置かなければならないと思います。

佐藤委員

水道事業は孝行息子だということで素晴らしいとは思いますが、起債の借り入れは借りようと思えば制限なく借りられるものですか。説明の仕方として、借りることが難しいということをはっきり説明しないと、家計に例えるだけでは説明しきれないこともあると思いますが。

蛭谷主査

毎年、水道事業も一般会計も国に決算の報告をしております。そこで、財政状況が指標として出てきますので、あまりにも借金が大きくなって返済の能力が無いと判断されれば、国が借り入れに対して制限をかけます。現在は、同意制と言いまして、申請をすることでスムーズに借り入れできますが、財政状況が悪化してきましたと、これが許可制となりまして、国の許可が無いと借り入れできない。もっと悪化すると、その借り入れられる範囲も狭くなります。

これは、水道事業会計の財政状況だけが良好であればいいというものではなく、連結会計制度と言いまして、一般会計だけ見るのではなく、水道や下水道などを含めたオール石狩市の財政状況で判断されます。今借りられるからたくさん借りるということではなくて、施設更新時にその費用について市民に過度な負担をさせてはいけませんが、水道としてもある程度余力を残した形で行かないと、本当に借り入れが必要なときに借り入れできないことになりかねませんので、そういうことから、ある程度借り入れを抑制する必要があると考えております。

佐藤委員

わかりました。

余湖会長

住宅ローンなどの借入額も、年収の2倍3倍などの制限があるのと同じですね。また、国のお金もいつまでもあるとは言いきれませんが、借り入れに依存し過ぎるのは問題があるということです。結構時間が経っていますが、市民委員のみなさんにお聴きしたいのですが、これから市民に対してこういう説明していく訳ですが、これらの資料で分かりづらい点や工夫が必要な点などあればご指摘をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

神田委員

先ほど、一般会計からの繰入れという説明がありましたけれども、浜益はもともと上水道ではなく簡易水道でしたが、その時も高料金対策については交付税措置がありました。上水道の場合もあるのでしょうか。

蛭谷主査

はい、ございます。市村合併後も簡易水道事業会計の時は高料金対策分の繰入れを受けていましたが、上水道に統合してからは、資本費が下がったために該当しな

くなりました。

神田委員

少なくとも、上水道に対しても交付税措置があるのであれば、一般会計から援助を受けているという説明ではなく、上水道が繰入れを受ける当然の権利であるという説明をすべきだと思います。

それから、独立採算制だけれども、あまりにも高料金になると市民負担が大きくなるので、一般会計から水道会計に純粋に補助を出すという2段階の説明が必要だと考えます。

次に、平成25年度から料金改定を行うということであれば、先ほどタウンミーティングのお話しが出ていましたが、今年は間に合わないにしても、来年あたりから料金改定に関して、詳しい説明は必要ないと思いますが、直面している問題などを率直に説明すべきだと思います。こうした問題について、旧石狩市のみなさんは分かっておられるかもしれませんが、浜益や厚田ではまだまだ実感してないと思いますので、タウンミーティングの場などで近々料金改定を実施するというのを説明して、事前に知らせておくことが賢明だと考えますが、いかがでしょうか。

蛭谷主査

只今の1点目についてですが、一般会計からの支援とは言いつつ、交付税措置されているので当然の権利とのお話しでしたが、私ども内部的にはお願いする立場でありますので、説明の際もそういう表現をしました。

市民に説明する際には、工夫して説明をするようにしたいと思います。

田口室長

神田委員の2点目のご質問にお答えいたしますが、昨年、水道料金の現状ということで、浜益区、厚田区、花川地区の3箇所の説明をさせていただきました。これから当委員会に料金改定について諮問をして、答申をいただくということになりますが、その答申をいただいた中で、市民説明会等を開催する予定をしておりますし、そうした状況については、これからも市民に対して丁寧に説明していく必要があると考えております。

また、パブリックコメントも答申をいただいた中で、市民意見を伺う手続きをいたしますし、そうした中で説明していきたいと考えております。

神田委員

今年のタウンミーティングには、水道関係の説明は予定されているのですか。

田口室長

いいえ、今年度は予定しておりません。

余湖会長

ほかにございませんか。

眞柄委員

交付税措置についてですが、これはだんだんと色つきでなくなってきました。水道部局から市長部局に対して早めに要求したいという気持ちはわかりますが、一般的に言うと、水道に関する交付税措置も色つきでなくなってきました。

ですから、そうなった時に水道として、先ほど独立採算の話もありましたが、やはりきちんと説明するためには、藤懸委員からも説明がありましたとおり、原価構成を明確にしておくことで、市民の方々が納得できる説明ができると思います。

内訳も分からずに「350円ください」と言われても、市民としては困るわけですから、そこはやはり明確にしておく必要があるだろうと思いました。

次に、浜益・厚田の料金と旧石狩市の料金が変わった時の対応については市ではまだ検討されていないですね。

蛭谷主査

浜益・厚田の料金については、事業を統合した段階で同じ料金になっております。

眞柄委員

私もそのように聴いていますが、旧石狩市の水源の変更で給水原価が仮に 350 円となった場合には、今の原則ですと浜益・厚田にも同じ負担をしてもらうこととなりますね。過去の簡易水道の単価と比較するとどうなるかということもありますが、統合した以上、石狩市全体で同じ料金、同じ制度、同じサービスでという説明を丁寧にしていかなければならないと思います。

そうしないと、市民の水道に対する一体感が無くなるので、そのところは、先ほどタウンミーティングのお話もありましたけれども、できるだけ早い段階でご説明するのは重要なことだと思います。

それともう一つは、石狩西部広域水道企業団の水を石狩市が受水しなければならない理由については、市が何度も市民の方に説明されて来られましたけれども、もう一度原点に帰って、地下水は本来飲み水として適切ではなかったけれども、やむを得ず利用してきたという実態と、札幌市から 2 割の分水を受けなければ運営できない状況が、もともと石狩市としてふさわしくない水道であった訳ですから、それをきちんと説明して、石狩西部広域水道企業団から用水が来て、やっと一人前の水道事業になったということを市民に理解してもらう必要があると思います。

それから、老朽化施設の問題ですが、石狩のまちが大きくなっていく時に、北海道が施工した住宅団地を石狩市が引き受けた訳ですが、これらが老朽化してよいよ更新の時期を迎えている訳です。例えばその更新の際に、市民の方々が資産として持っておられる給水設備も一緒に更新しませんかという提案をする。そして、東京都がおこなっているようなステンレス管を採用すれば、冬の凍結の問題も減るし、腐食の問題も無くなるし、ひいては市全体として有効率も上がる訳ですから、そういう更新の場合でもそうしたことが積極的にできるようになります。あるいは、地下水から石狩西部広域水道企業団の水が来ることによって、水質が良くなる訳ですから、長年地下水を使っているのに不便を感じていない市民の方も多いかとは思いますが、石狩西部広域水道企業団の水が来たら水質が良い水を供給することができるようになりますという説明。

我々が水道水を使うのは、『量』を使うのではなく水道水の『質』、あるいは『圧力』を利用している訳ですから、ダム用水が来ることで、あるいは施設を更新・改修したことで、市民の方々の満足度が上がれば、350 円という単価でも、ある程度料金改定に関して理解していただけるようになると思います。

今日のお話を聴いていると、何がプラスになるかということが分かりませんので、もっとプラス要素を積極的に丁寧に説明をしていただくことが大事だというふうに感じました。

それから、先ほど山田委員が未収料金の調定のご質問をされていましたが、石狩市の料金は 2 か月に 1 回の請求ですか。

蛭谷主査
眞柄委員

いいえ、毎月請求です。

毎月請求であれば、3 カ月未納の使用者については給水を止めるべきです。止めなければ、未納額を減らすことは難しいと思います。一方では、水道を使用するのは生存権だという主張もありますが、最近の裁判では水道事業は負けておりませんので、3 カ月経過したら給水を停止すべきです。そういった話もタウンミーティン

グなどで説明し、態度を明確にすべきです。そうしないと市も滞納処理の業務に忙殺されると思います。

給水を止められて困れば、市民が窓口に来て料金を納付する訳ですから、そういう態度を取らないと未納を減らすことは難しいと思います。独立採算というのであればなおさらのことです。そうすることで水道のありがたみも分かると思います。

今回の震災でも、200万人くらいの方が断水の影響を受けた訳ですが、テレビのインタビューなどで何が一番うれしかったか聴くと、水道が使えるようになったということが圧倒的に多い訳です。普段当たり前に使えているものが使えなくなるという経験をしないと、水道の確からしきは分からないと思いますし、そういう態度を表明しても、決して市長が苦しい立場になることはないと思いますので、これは早くされた方が良くと思います。

それから、料金改定をする時に注意しなければならないのは、交付税措置の話にも関連する訳ですが、例えば、石狩西部広域水道企業団の他の構成団体の料金水準と、どのように違ってくるのか、そして違う理由をきちんと説明できれば、市民の理解を得られると思います。札幌市と同じ料金にはならないということは、市民の方も承知されていることです。そして、この説明は、先ほどの給水原価の構成と関連してくると思います。

次に、平成25年度以降に石狩西部広域水道企業団の職員として石狩市から出向、あるいは転籍になる職員はいるのでしょうか。職員数の削減するという説明がありましたが、転籍によって実質は削減とならないのか、もしくは実際に人数が減るのかという点についてお聞きかせください。

及川課長 石狩西部広域水道企業団には現在3名が出向しておりますが、この部分については、人員の削減とはリンクしておりません。

余湖会長 大変参考になるご意見でした。

私も反省すべきだと感じたのですが、料金改定のハードルがあまりにも高いため、遠慮した説明になりがちなので、ただ値上げするだけでなく、効果についての説明も積極的にしなければならないと思いました。

ほかにご意見などございますか。

安藤委員 これまで専門的なお話が続きましたので、眞柄委員の説明は大変分かりやすかったです。

一般市民としては、専門的なお話は分かりづらいです。

昨年のタウンミーティングで職員の方が説明されていましたが、私もこれまで気付かなかったことがありまして、これまで石狩の水道は20年近く値上げしていないということで、その理由が地下水を使っていたこと、それも8割も地下水を使っていたということ、それから、今回の値上げについても、税金を繰り入れてもらってもなお不足するので、市民のみなさんに負担していただくということ、それから、水道は事業主が使う水道の方が料金が高いということを一般市民の方は知らないと思います。私も同じで、物は多く買えば買うほど安くなるのが常識ですから事業所の方が安いと思っていました。

また、他の都市との料金の比較をして、決して石狩の水道が高くないという、良

い点も強調して、それでもなおかつ値上げをしないと運営できないということ、これからの子どもたちに負担をかけることになるのだから、安全で安心な水を供給しますので、値上げにご協力してくださいという説明をしていけば、今回の震災のことで水の大切さも分かりましたので、あまり難しいことを言うよりも、率直にお話した方が、一般市民の方にはご理解いただけると思います。

余湖会長

ありがとうございました。ほかにいかがですか。

小笠原副会長

先ほど交付税の話がありましたので、お話ししておきたいのですが、現在の交付税というのは色々な算定式がありまして、小学校の有無、消防署の有無、水道使用者数など、いろいろな要素を総合して、その都市が標準的に生活できるような、いわゆる標準財政需要額というものを算定します。

したがって、先ほどのような水道の高料金が対象となるので権利があるという性格は基本的になくなる訳です。交付税といった途端に、基本的にその市町村ごとに必要な事業に使えますので、算定上入っているからその分をもらうという、担当部署ごとで取り合うような性格のものではないのです。ただし、財政的に困っている会計があった場合には、算定に入っている分をもらいたいという交渉は出来ると思いますが、その点は誤解されない方が良いでしょう。

それから、平成 25 年度以降、国庫補助事業を行う予定はあるのでしょうか。無ければ良いのですが、平成 24 年度から各自治体の水道事業に関する国庫補助金は一括交付金に変更になります。今年度は都道府県レベルで実施されていますが、そうなりますと、財源はすべて一般会計に入ってくるので、極端な話をしますと、一般会計がそれを手放さないということが出来る訳です。例えば道路整備にそれを使うことも出来てしまいます。したがって、水道に入ってくる保証はなくなる訳です。そこで、先ほど眞柄委員がおっしゃったように、この分は一括交付金であっても水道事業が必要としている額だということを市長に対して明確にしておくことが必要になってくると思います。

一括交付金化された場合、確か分野が八つだったと思いますが、各分野の取り合いになります。石狩市も一般会計が非常に苦しいので、財政当局としては、良い財源が来たという認識しか持たないので、大変なことになると思います。市長もその点は当然理解されていると思いますので、市民の方にもしっかりと理解していただく場面が、今後必要になってくるのだと思います。

それから、先ほど眞柄委員が花川北の住宅団地のお話をされましたが、あの団地は、実は私も住んでおりますが、昭和 40 年代の後半から販売が始まりまして、水道の整備費については販売単価に含まれていた訳です。その分、我々は安く土地を購入した訳ですが、それが今老朽化してきたので、その更新費用を料金で負担するのですが、もともと安く購入したものを、利息を付けて負担すると考えれば納得できると思いますが、そうした説明をすることで、市民のみなさんに理解していただけるのではないかと思います。

余湖会長

議論が続きましたので、一旦休憩を取りたいと思います。

4時から再開いたします。

【15：50～16：00 休憩】

余湖会長 会議を再開いたします。

1点だけ確認したいのですが、先ほどの説明でいくつかシミュレーションがありましたが、利益積立金が平成25年度までにゼロになるということで、以前この運営委員会で議論したときに、いつの段階で料金改定をするのかという議論があつて、その際は、札幌市との連結管で事故があつた場合には2億円程度必要となるので、それくらいの積立金を確保することを前提に料金改定を検討するということでしたが、今回のシミュレーションではその前提が変わっています。

その理由としては、施設更新計画が策定されたということもあり、料金改定に際しては、市民負担の増加を抑えるために可能な限り貯金を活用して、利益積立金残高がゼロになるまで使いきるというものです。

ただし、1年間に3億数千万円かけて施設更新は計画的に実施していくという考え方に変わったということで間違いないでしょうか。

そこが、これまでの方針と大きく変わったところですね。

蛭谷主査 これまでの経緯について申し上げますが、中期経営計画策定の際に、料金改定のバロメーターをどのように考えているかという議論がありまして、その前提としては、まず札幌分水送水管の更新の目処が無く、過去に億単位の漏水事故が発生していたという経緯から、2億円を必要最小限の額として中期経営計画に盛り込んでおりました。

その後、先ほどもご説明しましたが、札幌分水送水管については、老朽箇所を全線更新いたしましたので、目下のところ大型事故の発生が予想される施設については、そのリスクが解消されたということと、余湖会長がおっしゃられたとおり、今年の2月に施設更新計画を策定いたしまして、平成25年度以降、毎年計画的に老朽化施設を更新していくということで、将来のリスク回避についてはある程度目途が立ったということが1点と、今回、一般会計からの高料金対策に関する支援を仰ぐための内部協議において、手堅い運営から言えば貯金ゼロは決して好ましくはないですが、一般会計から相当の繰入れ金を入れることと、市民の皆様に負担をお願いしなければならない状況のもとで、水道事業が数億円の貯金を抱えた中では理解を得にくいだろうというような、様々なやり取りを踏まえて、今回お示ししたとおり、算定期間内で利益積立金がゼロになるような形で料金改定をするという方針を決定いたしました。

余湖会長 先ほどの事務局の説明にもありましたが、平成28年度には利益積立金ゼロになる訳ですから、当然、また次の料金改定も考えなければならない訳で、ただ、今の段階のシミュレーションでは平成25年度の値上げの率を上回るようなことにはならず、一桁台の改定率を想定しているということですね。

蛭谷主査 はい、現状ではそのように考えております。

余湖会長 それから、スライドの32ページに下段に、『算定期間中は、施設更新のための新たな積み立てを行わない。』という記載がありますが、これは4条予算に関連する内容ですか。スライドでいうと39ページですか。

蛭谷主査 これの意味は、通常料金改定をする時に、3条と4条両方の財布を考えるのですが、3条予算は収入が不足している訳ですから、料金改定が必要になります。

余湖会長 39ページの棒グラフが積立てしている額ですか。

蛭谷主査 いいえ、折れ線グラフが4条の補填財源の残高を表わしています。不足分を充当した後の残高となっています。

少なくとも、平成28年度までは黒字決算とならなくても、このグラフのように4億円程度は確保できる見込みでありますので、新たに積み立てる必要はないと考えております。

ただ、グラフを見てお分かりのとおり、平成32年度には補填財源残高がゼロとなりまして、平成29年度には3条の貯金もゼロとなっておりますから、ここで2回目の料金改定を行わなければならないタイミングとなりますので、このときには4条の資金不足を考慮して、黒字を幾ばくか確保できるような値上げが必要であろうと考えています。その場合も、改定率については今回ほど大きなものにはならないだろうと試算しております。

余湖会長 施設更新に要する経費は、4条予算から支出されるのでしょうか。

蛭谷主査 そうです。施設更新計画に基づく年3億2千万円については、4条予算からの支出になります。財源については、2億2千万円が起債の借り入れで、残りの1億円は自主財源となります。そして、その原資となるのが減価償却費を中心とする補填財源になります。これとは別に、建設改良積立金もありますが、これについては資金繰りが苦しい時に充当することで考えております。

余湖会長 はい。ありがとうございました。

中期経営計画と前提が変わっている部分がありましたので補足をしました。

この点について、何かご質問はございませんか。

山田委員 前提条件の、利益積立金をゼロにするというのは、企業の会計で言うと現預金をゼロにするということですか。

蛭谷主査 はい、そうです。3条の貯金をゼロにするということです。

山田委員 何かあった時に、すぐに使えるお金ですね。

蛭谷主査 はい、そのとおりです。

山田委員 民間企業にはゴーイングコンサーンという考え方があって、今後も事業を運営するという前提でいろいろな計画を立てるのですが、現預金をゼロにするということは、ぎりぎりの状態で運営していくというふうに分かれます。そうすると、想定外の何かが起こった時に対応できないのではないかという質問が、一般市民の方からも出ると思いますし、そのような状況にも関わらず、値上げを2段階で想定するという、これら二つの関連性に疑問を感じます。

手持ちの現金をゼロにするという根拠と、平成25年度と平成29年度の2段階で値上げをするという前提に立っている理由をお聴きしたいのですが。

蛭谷主査 今回の料金改定の算定期間については、平成25年度から28年度までの4年間としております。本来は、この4年間の財政運営に関する議論をしていただくのですが、この運営委員会では、過去の議論でもそのようなのですが、対象期間だけではなく、もう少し長いスパン、例えば10年後の姿などをお示しした中で広くご意見をいただ

いていたところです。

今後、市民のみなさんに料金改定についてご意見を聴くことになるのですが、その際の資料として、今回ご覧いただいたグラフ等でご理解いただけるのかという不安はございます。この資料だと、「これから2回改定を行いますますがよろしいですか」と聴くような資料になっているのではないかとということです。

まず1回目の料金改定でも、改定率が17から20パーセントと見込まれ、市民負担が大きいこと、そして、年数が経てば経つほど収支見込みの誤差が大きくなりますので、通常は算定要領に基づいて、算定期間4年なり5年という単位で収支見込みを立てて改定の審議をいたします。

本日は、あくまでも参考として長いスパンでお見せしておりますが、これをこのまま市民説明に用いることについては、検討が必要だと考えております。

次に、現預金をゼロにして大丈夫なのかというご質問ですが、確かにご指摘のとおりなのですが、水道室としてはゼロにせざるを得ないと考えているところです。

それが、市民のみなさんにご負担をしていただく中で、水道もあらゆる努力をしていく、必要最小限の事業を実施していくという姿勢を見せることになるかと考えています。

そして、漏水事故などのリスクに関しては、更新計画に基づいて更新を行って参りますし、起こり得るアクシデントに対しては、修繕費などの予算手当をして対応していきます。

ただし、大規模な災害や想定外の事故が起こった場合には、財政部局と協議をして対処していくしかないと考えております。

山田委員

今のご説明で理解できる部分もあるのですが、これらの説明で混乱する要因として、2回の料金改定について言いますと、施設更新計画は10年で策定されているのに対して、料金の算定期間が4年であるということが1点、それから、先ほどの説明で、市民のみなさんに負担をお願いするのだから、水道の努力の一環として積立金も全て使い切るということですが、その理由であれば、二度と積み立てることは出来ないのではないのでしょうか。

蛭谷主査

只今のご質問の2点目については、先ほどもご説明しましたとおり、4条予算の補填財源も平成32年度でゼロになる見込みですので、平成29年度の料金改定の段階では3条予算で黒字を出して補填財源を確保しなければ、計画どおりの更新ができませんので、それを考慮した改定率になると考えております。

また、更新計画の策定期間については、確かに料金算定期間より長いですが、アセットマネジメント上、市が保有する施設をどういうサイクルで管理していくかというときには、数十年規模になりますので、それなりの長期スパンで計画を策定して実施していかなければなりません。

では、料金改定をこの期間に合わせるかという点ですが、10年単位で設定するのが良いのか、5年にするのが良いのか、色々考え方もあると思いますが、平成29年度の改定も織り込み済みでということになると、さらに改定率が上がってしまいますので、更新計画を5年ごとに見直しするという点からしても、料金設定を10年で固定するよりも、4年なり5年という短いスパンで見直す機会を作った方が、

その時々直に直面する課題に的確に対応出来るものと考えております。

山田委員 　なぜ算定期間を更新計画の見直し期間の5年に合わせずに、4年としているのですか。

蛭谷主査 　4年としている理由についてですが、平成25年度から大きく経営状況が変わっていく訳ですが、当初は平成24年度の10月から料金を改定するというストーリーがありまして、算定期間は平成24年度からの5年間で28年度までということで考えておりました。

ところが、利益積立金の残高が、現場の努力やコスト縮減の効果もあり、平成24年度までは2億円以上の残高が確保できる見込みとなったことから、この年に料金改定する必要はないだろうという判断になりました。

ただし、平成25年度になりますと、受水費が大幅に増加いたしますので、この年に料金改定を実施しないと利益積立金残高もゼロになってしまうということで、本来平成24年度に実施する予定だった改定が25年度にずれたということです。

山田委員 　平成24年度からの5年間のシミュレーションで、平成25年度に改定するという事ではないのですか。

眞柄委員 　少し補足しますと、先ほどの給水原価ということから見ると、平成25年度からは、ポンプ場を出て行くまでの経費が大きく上がる訳ですね。これは一度上がってしまえば、石狩西部広域水道企業団が大規模改修を始めるまでは、その料金がずっと変わらない訳です。そして、その料金が続く間の受水原価が上がることに對して、何年間でその積み上がった債務を解消できる料金体系を作るかという話ですね。

ですから、このように5年単位で料金改定をすると、5年の間に段階的にその債務が減っていく訳で、それを4年単位にするか5年単位にするかは、自治体ごとの判断になると思います。

これから10年、20年受水していくことで、毎年経費が増加していく訳ですが、最初のうちは料金改定の幅をできるだけ圧縮して、次回以降の改定から少しずつ増やしていくという話が一つと、それから、受水費以外の部分で、石狩市の水道が資産として持っているポンプや管をこれから作り直すためにかかる費用は、何年間でどの程度かという計画を立てて、それに対する資金需要を考えて料金を組み立て直せば良い訳です。

そうしたことを行った上で議論をする方法と、このように赤字が継続するので赤字を解消するために料金を改定しますという二つの説明方法があると思います。

私は、市民の方々には、原価の増加と施設更新の費用増加をもとに料金改定の説明すべきだと思います。

なぜかと言うと、いままで石狩市の水道は、20年間まったく料金改定をしてこなかった訳ですが、それは、地下水をくみ上げて、老朽化した浄水場や老朽管を大規模改修せずに給水してきたからで、それは言い換えると、隠れた負の財産があったということになります。そしてこれからは、それを解消するための施設更新が必要となり、そのための費用が増加する。そして浄水場が廃止され、水源も変わるので、原料費も増加する訳です。

こうした、もともとの原価を前提にした料金を示したうえで、それは平準化する

ので最初のうちは少ない負担ですが、後年次には負担が増えますという説明をした方が分かりやすいのではないかという印象を受けました。

それと、もう1点、今後資産を更新していきますが、その更新した資産が何年間の除却期間だということを前提にして、例えば前半の10年間は除却しなくても、後半の30年間は除却費用を積み立てるといったある種の財政規律を定めて、市議会や市民に説明すべきと考えます。

余湖会長 他に何かありますか。

小笠原副会長 石狩市の10年後の人口推計は、増加でしたか、それとも減少でしたか。

清野参事 平成19年度の事業再評価の際の人口推計では、平成27年度にピークを迎えて減少に転じていくと推計しています。

小笠原副会長 水道料金の収入が平成25年度から直線的に減少していますが、これは人口によるものですか、それとも原単位によるものですか。

清野参事 原単位によるものです。

小笠原副会長 石狩市の場合は、家庭用の原単位が相当落ちているのでしょうか。

清野参事 世帯の構成が変わってきておりますので、その関係で原単位が変わっているという状況です。

小笠原副会長 全国統計と同じ傾向ということでしょうか、いわゆる家庭用で言うと一人一日当たりの使用水量が、全国的にも10年間で減少傾向にあるのですが、石狩市も同じと考えて良いでしょうか。世帯というよりも、一人当たりですが。

清野参事 石狩市と同規模の類似団体と似ているということです。

眞柄委員 厚生労働省の国全体の推計では、2050年における一人当たりの施設更新に係る費用が現在の2.5倍必要になる見込みです。それだけ人口が減少し、水量が下がり、施設も老朽化するというので、今の2.5倍必要になります。

これに対して、東京都や横浜などの都市部や都市近郊の石狩市などは、2.5倍まで必要無いと思います。おそらく1.5倍程度だと思います。

市民のみなさんは、日頃の少子高齢化の報道に不安を感じているので、水道が施設更新して大丈夫なのかと心配されると思いますから、そういう、他の団体と比較した場合のメリットなども説明の際には必要だと思います。

余湖会長 他にご意見、ご質問はありませんか。

山田委員 このシミュレーションの段階では、水道料金表の構成表は変更せずに、全体で水道料金収入が不足する額を改定率として算定しているのですか。

蛭谷主査 あくまで、平均改定率という使い方ですので、シミュレーションでは単純に現在の収入に対して、不足する率が17パーセントであるとか、20パーセントという計算をしております。

山田委員 そうすると、全体で収入、いわゆる料金収入がこれだけ増えれば経営が成り立ちますという説明になるのですね。

蛭谷主査 はい、そのとおりです。そこから逆算していきまして、通常であれば算定期間の収支の均衡を図るのですが、利益積立金の2億3千万円が余力としてありますので、多少赤字が出て埋めることができるということで計算した結果が、17パーセント、あるいは20パーセントということになっています。

- 山田委員　　この会議に先立って、規模の似ている市や大きい街などの水道料金表を調べてみたのですが、自治体ごとにまちまちでした。
- ご説明いただいた資料は、水道事業として継続するために、全体として必要な額についての内容ですが、市民のみなさんからすると、ご自身が払っている料金がどの程度増えるのかということのほうが、たぶん理解しやすいと思います。
- 蛭谷主査　　今回お示ししている資料は、マクロ的なお話ですので、実際に料金改定を諮問する際には、料金表についても改正前・改正後という形でお示しします。
- 山田委員　　今回の料金改定では、料金表の仕組みを変更することは検討されていますか。
- 例えば、小樽市の基本水量は20立方メートルで石狩市は7立方メートルです。これを、基本水量を増やして、基本料金も上げることで収入を確保するというようなご検討はされないのでしょうか。
- 蛭谷主査　　基本水量を変更するというのは、非常に難しいと考えています。
- 山田委員　　経営の視点から考えると、そうした検討も必要になると思います。
- 蛭谷主査　　シミュレーション上で算出された平均改定率を、どのように市民の皆さんにご負担いただくのかということ、具体的には山田委員がおっしゃられたように、基本料金をいくらにするのか、あるいは単価をいくらにするのかということを議論いただくことになると思います。
- 山田委員　　答申までに、料金表についても議論して結論を出すということですか。
- 蛭谷主査　　はい、そうです。全体の必要額とそれに係る改定率の計算はあくまでも途中経過であり、最終的には市民のみなさんに料金表をお示しして、ご意見をお聞きすることになるかと思います。
- 佐藤委員　　今回のご説明は途中経過だというご説明はわかりましたが、例えば事業用と家庭用を同じ率で負担いただくのか、それとも、どちらかに比重を持たせるのかによって状況が変わると思います。例えば、負担が大きくなった場合、借家住まいの方は市外に引っ越すことも出来ますが、持ち家の方はそうもいきませんし、事業者の中には、経費を減らすために地下水を利用するところも出てきたりして、使用水量自体が落ち込んでしまうということもあり得ると思うのですが、そういった話を答申が終わった後に市民に公表するのですか。
- 及川課長　　料金体系については、現在、事務局において影響額なども含めて検討しているところです。現行の料金体系では、使えば使うほど単価が高くなる逡増制を採用しておりますが、より多く水を使っていただくためには単一料金の方が望ましいのではないかなというようにも検討しているところです。
- せっかくの機会ですので、委員の皆様からこの点について、何かご意見をいただければありがたいのですが、いかがでしょうか。
- 佐藤委員　　現時点では水道を使っても、不景気になれば使わなくなる企業も出てくるのですよね。
- 及川課長　　現在、新港地域においては工業用水との競合が現実には起きているわけですが、実際、上水道を使う単価と工業用水の単価では大きな開きがありますので、あまりにも高い単価であれば、コストの部分で折り合わないという理由から撤退するとか、あるいは工業用水に切り替えるといったことが、実際に起きている現象であります。

現時点では件数は多くありませんが、今後、増加する可能性は高いと考えております。

余湖会長　ほかに何かご意見などはございませんか。

その他の報告ということで、事務局から今後の審議スケジュールの説明があると思います。その前に一つ確認なのですが、受水単価はいつ確定するのでしょうか。

今日のご説明はこれで良いのですが、佐藤委員からもご質問のあったように、今後私たちがどのように諮問を受けて、どのように答申をするのかという部分で、受水単価が決まらない中で、どのようなスケジュールになるのか判然としないのですが、その点についてご説明いただけますか。

及川課長　受水単価についてですが、石狩西部広域水道企業団からは、来年9月頃に企業団議会で正式決定したいという説明がされておりますが、それでは料金改定のスケジュールに間に合いませんので、石狩市としては、いろいろと市民参加の手続きもございますので、早急に確定するようにお願いしているところです。

現実的に最終決定が来年9月だとしても、今年の夏頃までには、ある程度精度の高い概算単価を石狩西部広域水道企業団からいただいたうえで、その概算単価を元にしましてシミュレーションをして、料金表を作っていくというイメージをしております。

しかしながら、最終的に確定した受水単価と概算単価との間に差があった場合どうするのかということが、非常に議会等でもご心配される点だと思いますが、これについては、企業団に対して、経費のうち確定しているものと、未確定のものを明確にしたうえで、増減要素はあろうかと思いますが、概算単価をもって当委員会に諮問させていただきたいと考えているのですが、これはあくまでも事務局としての考えですので、何か委員のみなさんからご意見をいただければありがたいのですが。

余湖会長　要するに、受水単価が確定するのは、石狩市の料金改定の手続きが始まるまでには到底間に合わないということがはっきりしている訳ですね。

ただし、料金改定の時期を考えると、もう動き出さなければならないので、事務局としては、ある程度問題点を明確にしたうえで、その概算単価に基づいてこの委員会に諮って、それを元にして議論をするということをお考えだということですね。

及川課長　はい、そのとおりです。

余湖会長　結果的にいくらか誤差が出るでしょうけれど、それが2倍になるというようなことはないでしょうから、その誤差をどう収束するかということについては、この委員会には事後報告ということになるでしょうが、議会でしっかり議論してもらって、市民にも説明してもらおうということで、そのようなスケジュールということで考えてよろしいでしょうか。

及川課長　そのように考えていただいて構いません。

余湖会長　それしか方法がなさそうですね。この点について何かご意見があればお願いします。

及川課長　ただ、その誤差がマイナスになる分には良いのですが、プラスになると厳しいものがあります。

余湖会長　その誤差が結果的に何パーセントの増減となるかわかりませんが、それほど大き

くはならないと思います。ただ、そうした状況の中で、委員会として例えば18パーセントにすべきか19パーセントにすべきかという議論までは、出来ないのではないのでしょうか。むしろ、改定の考え方や道筋についての議論が重要だと思います。

ただし、値上げに向けたスケジュールが遅れるということは絶対に許されないのので、この委員会に細かい情報が入ってこないからといって議論が出来ないということにはならないのではないかと思います。

みなさんいかがでしょうか。ご意見などございませんか。

佐藤委員
田口室長
余湖会長
田口室長

当別ダムの用水は、平成25年4月から来るのは間違いないのですか。

予定では4月からですが、数ヶ月延びる可能性もあります。

ダムの工事は、順調に終わっているのですよね。

工事は間違いなく終わると思います。試験湛水(たんすい)も来年3月から始まって、4月末には満水にするという説明が先日もありましたので、順調に終わると考えています。

余湖会長
田口室長

試験湛水の際に大きな問題が起きなければスムーズに行くということですね。

はい、そのように考えています。

また、石狩西部広域水道企業団とは、毎日のように電話のやり取りをしておりますし、札幌市も含めた構成団体間で協議をしておりますので、上手く進めば、そう遠くない時期に財政計画等も示されるのではないかと期待しているところです。本当に、最近は毎日のように企業団と電話のやり取りをしておりますし、直接企業団職員が来庁するなどして、積極的に協議しております。

余湖会長

状況はわかりました。我々も、事務局の今後の対応に期待することとして、どのような形で答申するのかという点については、もう少し時間の経過を見たいと思います。

少し時間を超過しましたが、本日の説明について、最初の部分も含めて何か確認しておきたいことなどありませんか。

1点確認したいのですが、受水するときに、浄水場を動かしながらダム用水受水の準備もするというので、ただ、そのときには職員の削減を実施するという事になっていたと思うのですが、大丈夫なのでしょうか。

蛭谷主査

職員の削減は、平成26年度を予定しています。25年度も1名削減になっていますが、それは担当ではなく、特別に設けている管理職のポストを廃止する分です。

余湖会長
山田委員

グラフを見ると毎年削減することとなっているので、確認しました。

全国平均より職員を削減しているという努力を見せるグラフとしては良いと思いますが、逆に全国平均より少ない人数で大丈夫かと心配する方もいると思うので、その根拠や自信もしっかり説明する必要があると思いました。

蛭谷主査

その点については、第三者委託の実施などを含めて、説明していきたいと考えています。市民のみなさんにご負担をお願いする以上、我々も努力している部分を見せなければならないと考えております。市民には、市役所全体の職員数が多いというイメージもありますので。

ただし、職員数は減らしても、サービスを低下させることなく運営していくという説明は、しっかりしていきたいと思います。

山田委員 以前見せていただいた水道ビジョンでは、技術職員の数が少なくなりすぎて困るという記述があったと思いますので、職員数を削減していくという方針と齟齬(そご)が生じていると思いますので、それについても説明が必要だと思います。

余湖会長 その話は、市全体で技術職員の採用人数を少なくなしているという説明だったと思いますが。

蛭谷主査 はい、そのとおりです。市役所全体で職員数を減らす計画がありまして、水道も対象となっています。これは、簡易水道を統合する前の上水道のみで平成23年度までには21人にまで減らすという計画がありました。その後、簡易水道を統合したり、第三者委託も上水道、簡易水道にそれぞれの導入いたしましたので、この人数でもしっかり運営していきますということです。

余湖会長 これまでは、水道は色々な努力をしているので、なんとか料金値上げに協力してくださいという、どちらかというと弱気な雰囲気でしたが、やはり、水道を継続させていくためには、必要なことは主張しながら進めていくということも重要だと思います。

そのへんのバランスが難しいのだとは思いますが。

蛭谷主査 現場を預かる人間は必要ですので、ただ削減すれば良いということではなくて、結局それで一番影響を受けるのは市民ですので、そこはしっかりと責任を持って、理解していただけるよう努力していきたいと思います。

余湖会長 本日は、非常に多くのご意見をいただきましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。それでは、その他の報告ということで事務局お願いします。

蛭谷主査 今後の審議スケジュールについて説明させていただきます。

現在のところ事務局が考えております今後の案としましては、これはあくまで石狩西部広域水道企業団の概算単価が示されるということが前提条件になりますが、それが示されれば10月に諮問を行いたいと考えております。

そして、数回ご審議をいただいた後、来年の2月頃に答申をいただきたいと考えております。

そして、これをもちまして、市民説明会を行い、来年の6月頃になれば石狩西部広域水道企業団の給水条例案も固まると思いますので、そこも睨みながら、最終的には9月議会に給水条例案を提案いたしまして、無事可決されれば、市民への周知期間を経て、平成25年の4月から新料金施行ということで考えております。

余湖会長 全体的には、前回と大きく変わっていませんね。

蛭谷主査 はい。ただし、パブリックコメントを行うタイミングが非常に難しいのですが、これは先程申し上げた確定単価と概算単価とのギャップの問題で、市民のみなさんには、料金表そのものをお示ししてご意見を聴かなければならないので、そのタイミングが難しいと考えております。

余湖会長 スケジュールについて、何かご質問はありませんか。

以上、少し時間を超過いたしました。本日は報告案件が2件でしたが、非常に中身の濃い議論をしていただきまして、ありがとうございました。

それでは事務局にお返しします。

蛭谷主査 長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。

会議次第のその他ということで、事務局より1点お願いがございます。

本日の会議録の署名委員についてですが、山田委員と藤懸委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしく願いいたします。

次回の委員会については、いま10月頃と申し上げましたが、改めて事務局からご連絡したいと思います。

よろしく願いします。事務局からは以上です。

余湖会長

本日の審議はすべて終了いたしましたので、これで委員会を終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。

【16:45 閉会】

平成23年10月28日議事録確定

石狩市水道事業運営委員会

会 長 余湖 典昭

議事録署名委員

山田 菊子

議事録署名委員

藤懸 健